

2023年度 合同委員会 議案

第1号 議案 2024年度PTA活動方針案について

2024年度 活動方針案

- ・子ども達一人一人を大切に、豊かな心と体を育てるために
 1. 子ども達の健全な生活を守ることに努力する。
 2. 保護者と教職員の信頼関係を深め、互いに協力し合う。
 3. 地域の人々との友好関係を深める。
 4. 子ども達の教育環境、教育条件の充実を進める。
- ・よりよいPTAとするために
 1. 会員の意見や要望を出し合い、活動に反映していく。
 2. 会員相互の交流を深め、より多くの会員が参加できる機会をつくる。

第2号 議案 2024年度PTA活動提案について

2024年度 活動提案

1. 学校行事のお手伝いにも積極的に参加し、学校との連携を強める。
2. 地区委員会との連携を保つために、お互いの協力体制をとる。
3. 特別委員会、特別部会との連携をとる。(2023年度は活動しておりません。)
4. 教職員と保護者が理解し合うために、交流する機会を設ける。
5. 碧山小学校芝生委員会との連携を保つために、お互いの協力体制をとる。
6. 碧山小学校施設開放運営協議会との連携をとり、子供たちの遊び場の確保と健全育成に努める。
7. 育成会や児童館など、子ども達に関わる地域の活動組織や近隣との協力関係に努める。
8. P保連の活動に参加し、他校との交流を深める。

第3号 議案 2024年度学級委員の仕事について

学級委員の仕事について

- ・学級委員は学年をこえた話し合いの場として学級委員全体会に出席する。
- ・学級委員はPTAの年間活動をPTA役員と協力して行う。

第4号 議案 2024年度会計予算案について

2024年度 予算案		
碧山小学校 P T A		
自 2024年4月1日 至2025年3月31日		
(単位：円)		
【収入】		
科 目	予算額	備 考
P T A 会費 (保険含む)	379,000	1,000×357世帯、1,000×22教員
吹奏楽部寄付金	2,500	
繰越金	181,562	(地区繰越金40,773円含む)
合計	563,062	
【支出】		
科 目	予算額	備 考
会議費	3,000	消毒液等
事務諸費	140,000	議案書印刷、文具、用紙、印刷機インク、マスター、コピー機トナー等
地区活動費	60,000	地区諸活動
運営活動費	3,000	サークル補助費 (3,000×1団体)
通信連絡費	13,000	会長 3,000、その他1,000×10名
交通費	2,000	校外での会議、活動の交通費
卒業関連費	75,000	卒業証書ファイル(卒業生→2023年度99名、2024年度77名)、近隣校入学式祝電、卒業対策(1,000×2学級)等
慶弔見舞金	10,000	慶弔見舞金等
コピー機等積立金	40,000	修理代等
周年行事等積立金	40,000	P T A 主催等
非常時用保存品費	15,000	「保存水」168本等
P T A 保険	51,000	P T A 総合保険
育成会協賛費	10,000	わくわくフィエスタ協賛金
予備費	101,062	文化活動費(実施の有無は役員で協議の上決定)を含む
合計	563,062	

第 5 号 議案 会員への退会勧告に関する会則改正案

【改正内容】

- ・会則 第 4 章 会員 第 8 条(P1) に追加

現行会則	変更会則（案）
	第 4 章 会員 第 8 条 入会と退会については、次のとおりである。 <u>3 会長、及び副会長が「この人は会の理念を遂行するための存続を脅かす。」等と判断した会員については、会長より退会勧告し、出された場合は速やかに従うものとする。</u>

【前提】

会員からの脅迫などにより役員が恐怖を感じた際、その取り扱いに関する会則がない。

【現状認識】

いかなる状況においても、役員に恐怖を与える状況を許してはいけない。

【改正案】

会長による退会勧告を可能とする。

第 6 号 議案 登校班運用方法変更（地区委員より）

【改正内容】

各学期始めの数日間のみを登校班での登校とする。

現行	変更（案）
西東京市内小学校で唯一、通年で登校班での登校が原則	<u>各学期始めの数日間のみを登校班での登校とする</u>

【附 則】

- ・この変更は、令和 7 年度から本格実施とし、令和 6 年度はパイロット運用期間とする。
- ・パイロット運用の方法詳細は、学校と令和 6 年度地区委員が協議し、決定する。
- ・パイロット運用期間中に発生した問題点などについては、学校と地区委員会で協議し、本格実施の令和 7 年度に向けて運用方法の整備を進めることとする。

【提案理由】

- 1.令和 5 年 12 月に行った意向調査の結果、および昨今の児童、保護者を取り巻く環境の変化、考え方の多様化に伴い、通年で登校班を運営することが難しいと判断したため。
- 2.通年ではなく、学期ごとに数日間は登校班での登校とすることで、緊急時の集団下校や、新入生の入学当初の登下校の不安にも寄り添うことが可能となる。
3. 個人で出発時刻や登下校ルートを管理する必要が出てくるため、「自分でできることは自分で行い、できないことはお互いに助け合う」という学校の指導方針に基づき、自律を身につける練習の場となる。
4. 各地区や各班で発生している世話人、送り出し当番の負担を軽減することが可能となる。

※当議案については、全保護者にかかわる議題である為、PTA 総会において非会員を含めた全保護者を対象に議決することを承認願います。

第7号 議案 役員選出のくじ引きに関する内規 細則改正案

【改正内容】

・内規 細則 □くじ引きの基準(P8・P9)に追加

現行会則	変更会則 (案)
<p>内規 細則</p> <p>□くじ引きの基準</p> <p>2)くじ引きを免除される方は、以下のとおり。</p> <p>PTA 役員</p> <p>A. PTA 役員を経験した方</p> <p>C.地区役員を経験した方</p> <p>学級委員</p> <p>ア. PTA 役員を経験した方</p> <p>地区委員</p> <p>A. 地区委員を経験した方</p> <p>B. PTA 役員を経験した方</p>	<p>内規 細則</p> <p>□くじ引きの基準</p> <p>2)くじ引きを免除される方は、以下のとおり。</p> <p>PTA 役員</p> <p>A. PTA 役員を経験した方 <u>(家庭内永久免除)</u></p> <p>C. 地区役員を経験した方 <u>(家庭内永久免除)</u></p> <p>学級委員</p> <p>ア.PTA 役員を経験した方 <u>(家庭内永久免除)</u></p> <p>地区委員</p> <p>A. 地区委員を経験した方 <u>(家庭内永久免除)</u></p> <p>B. PTA 役員を経験した方 <u>(家庭内永久免除)</u></p>

【前提】

免除のパターン例が不明瞭である。

【現状認識】

役員選出の際に配布する『会則に基づく PTA 役員就任・免除のパターン例』において、会則 P8 の A の例として「PTA を 1 人目で経験→第 3 子卒業まで免除」と記載があるが、第 3 子以降の子を持つ家庭にとって不明瞭な表現であるため。

【改正案】

役員選出において、該当する免除者の記載に(家庭内永久免除)を明記する。